

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要である。行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当する。

具体的ないじめの様態

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視される
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩いたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 学校としての基本方針

- 「いじめ」は、絶対に許してはならない行為であると教職員が共通認識をもち、組織的に対応していく。
- 「いじめ」は、どの学級、学年、学校でも起こり得ることであるという認識をもって児童に対応していく。



すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、児童を「いじめ」から守り通すとともに、児童がいじめに関する理解を深め、いじめを見過ごさず、いじめの解決へ向けて行動できるようにする。

3 いじめへの対応

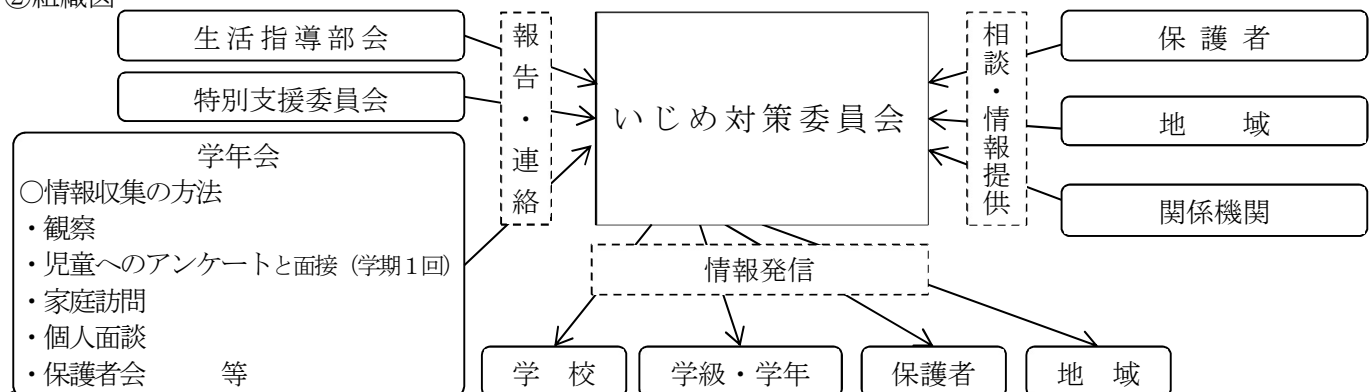
- いじめは、早期発見、早期対応はもちろん、未然防止の取り組みを行うことが最も有効な対策になることを認識する。
- いじめ問題は、特定の教職員に頼るのではなく、組織（いじめ対策委員会）を中心に学校全体で取り組み、解決していく。

(1) 未然防止

① いじめ対策委員会の設置

- いじめ対策委員会
 - ・校長 ・副校長 ・主幹 ・学年主任 ・養護教諭 ・教育相談担当
- 活動内容
 - ・いじめ対応（事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導）
 - ・未然防止から終息後までの対応マニュアル作成
 - ・実態把握（アンケート調査）
 - ・校内研修等の企画
 - ・年間指導計画の作成、活動事例の作成
 - ・重大事態発生時の区及び区教育委員会の調査への協力
 - ・保護者、地域への啓発活動

② 組織図



③ 未然防止のための具体的な方法

未然防止は、学校の全教育活動を通じて行うことができるが、具体的に以下の活動が考えられる。

○分かる授業づくり

- ・基礎学力を身に付け、すべての子供が参加・活躍できる授業
- ・体験活動や交流活動の意図的・計画的な実施
- ・指導案を作成した授業公開、年3日の実施

○道徳授業の充実

- ・東京都道徳教育教材集等の活用
- ・いじめ防止のための授業の実施
- ・道徳授業地区公開講座

○指導力向上

- ・子供と積極的にコミュニケーションを図り、よりよい人間関係を構築する。
- ・いじめに関する校内研修、年3回の実施（校長講話、児童代表委員会による呼びかけを含む）
- ・年間指導計画の作成と見直し（PDCA）

(2) 早期発見、早期対応

①早期発見、早期対応の基本

- 子供の些細な変化に気付くこと→子供の変化に気付かずにいじめを見逃すことがないこと
- 気付いた情報を確実に共有すること→気付いていながら見逃さないこと
- 情報に基づき、速やかに対応すること→相談を受けながら対応を先延ばしにしないこと

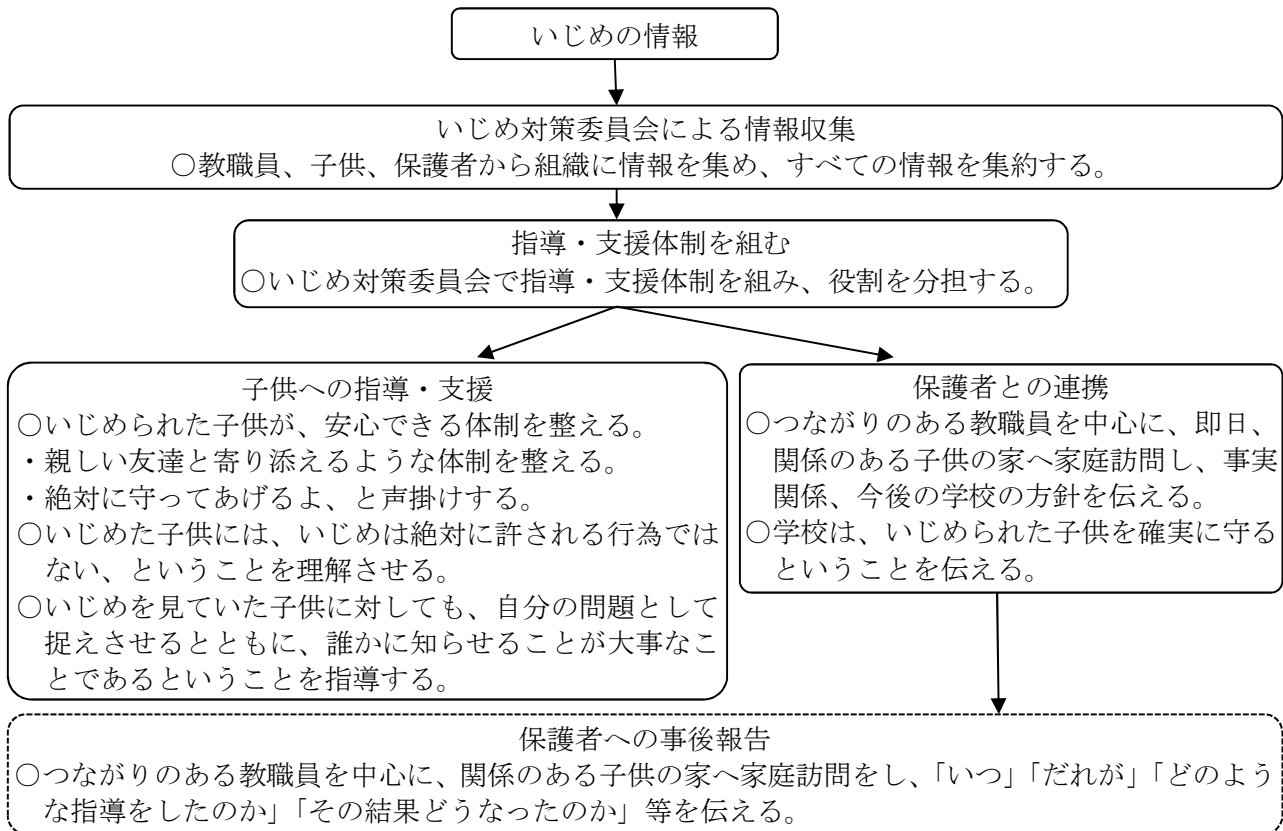
②早期発見の具体的な方法

- いじめ発見チェックシートの活用
- 生活意識調査やいじめの実態を把握するためのアンケート調査の実施と面接
- スクールカウンセラーによる全員面接（5年生）
- 情報の共有化

観察や様々な調査等で得られるいじめられる側の情報を共有化するのはもちろん、いじている側の子供の行動傾向にも注意深く観察し、学年会、生活指導夕会等の会を活用して、情報を共有化する。

③組織的な早期対応

いじめが発生した場合は、「いじめ対策委員会」が中心となって対応する。



いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。